

自然災害等における開館時間の変更（臨時閉館）方針

令和 5 年 12 月 25 日

附属図書館運営委員会

附属図書館（札幌館、旭川館、釧路館、函館館及び岩見沢館）を「北海道教育大学附属図書館利用内規第 4 条」に基づき、下記のとおり開館時間を変更（以下「臨時閉館」という。）するものとする。

記

1. 授業実施時間帯における判定基準

授業（定期試験、追試験、臨時試験及び再試験を含む。以下同じ。）実施時間帯においては、「北海道教育大学における休講措置等の取扱いについて」（以下「休講措置等の取扱い」という。）によって休講措置が決定された場合、臨時閉館とする。

特別警報が発令された場合、又は発令が見込まれる場合の臨時閉館時間の目安は以下のとおりとする。

(1) 午後 5 時までに翌日臨時閉館とすることか判断が可能な場合

- ① 翌日早朝から特別警報発令レベルの自然災害による被害が予想される場合は、午後 5 時までに判断する。
- ② 上記①により臨時閉館とした場合で、当日午前 7 時までに特別警報が解除されたときでも、1 講目（大学院は「1 校時」。以下同様に読み替える。）は臨時閉館とする。（この場合、2 講目以降開館とするか、臨時閉館とするかは、状況に応じ判断する。）

(2) 午後 5 時までに翌日臨時閉館とすることか判断が困難な場合

- ① 当日午前 7 時の時点で特別警報発令中の場合、1 講目、2 講目を臨時閉館とする。
- ② 当日午前 11 時の時点で特別警報発令中の場合、3 講目から 5 講目までを臨時閉館とする。
- ③ 当日午後 4 時の時点で特別警報発令中の場合、6 講目、7 講目を臨時閉館する。

(3) 開館時間中に特別警報が発令された場合

開館を継続するか、臨時閉館とするかは、状況に応じ判断する。

2. 授業実施時間帯以外における判定基準

授業実施時間帯以外においては、休講措置等の取扱いにおいて休講措置とする事態が生じている場合、臨時閉館とする。臨時閉館時間の目安は、以下のとおりとする。

- (1) 平日は、午前 6 時 30 分に休講措置の取扱いにおいて休講措置とする事態が生じている場合、臨時閉館する。

- (2) 土日祝日は、午前8時に休講措置の取扱いにおいて休講措置とする事態が生じている場合、臨時閉館する。
- (3) 開館時間中に休講措置の取扱いにおいて休講措置とする事態が生じた場合、概ね1時間以内に臨時閉館する。

3. 臨時閉館の解除

授業実施時間帯及び授業実施時間帯以外に臨時閉館した場合の解除については、以下のとおりとする。

- (1) 授業実施時間帯においては、休講措置の取扱いによって授業の再開が可能と判断された場合、臨時閉館を解除する。
- (2) 授業実施時間帯以外の平日及び土日祝日は、臨時閉館の解除は行わない。